

令和6年度 環境省重点施策 概要



基本的方向

「統合的アプローチ」による課題解決、「新たな成長」の実現

- 我が国が抱える重要課題（「時代の要請」）に対し、**地域、企業、国民一人一人（暮らし）**それぞれの目線に立ち、**社会の仕組みやライフスタイルの変革**を通じ対応（=**多様な政策と環境政策の統合**）
- G7広島コミュニケで示された、**自然再興、炭素中立、循環経済**が達成される経済・社会への転換を統合的に実現（=**環境政策における三本柱の統合**）
 - ◀**地域**▶ 地域の特性に基づく地域資源・自然資本の保全・利用による地域の活性化・強靱化に取り組む。
 - ◀**企業**▶ 国内外のバリューチェーンにおいて、日本企業が競争優位になる仕組みを構築する。
 - ◀**暮らし**▶ 安全・安心な生活環境を確保しつつ、**新たな国民運動「デコ活」**により将来にわたる質の高い暮らしを実現する。
- 中長期的な政策のグランドデザインを示すため、第六次環境基本計画等を取りまとめる。

重点施策（2つのコアミッション）

（単位：億円）

令和6年度概算要求 一般会計：1,862億円/ エネ特(GX除く)：2,455億円/ GX推進対策費 1,571億円 / 復興特会：1,987億円/ **合計：7,875億円(前年度比119%)** + 事項要求

1. 時代の要請への対応（統合的アプローチ）

2. 不変の原点の追求

1-1 社会課題解決に向けた政策パッケージ

(1) 地域資源・自然資本の保全・利用による地域の活性化・強靱化

- ▶OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化【デコ活】4(3)
- ▶地域再エネ導入のための自治体の計画づくり支援【エネ特】28(8)
- ▶地域脱炭素推進交付金【デコ活】【エネ特+GX】660(350)
- ▶地域共生型再エネ導入加速化検討事業【エネ特】9(新規)
- ▶地域循環共生圏の創出・拡大【デコ活】5(新規)
- ◀制度的対応▶
- ▶自然再興に向けた民間活動促進のための「法制度の検討」
- ▶地域共生型再エネ普及加速化に向けた制度的対応の検討
- ▶風力発電の導入やCCSの実装を環境保全と両立しながら加速化させる制度的対応の検討

(3) 将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現

- ▶「デコ活」の推進(新規)等普及啓発【デコ活】【一部エネ特】52(2)
- ▶断熱窓への改修促進【デコ活】【GX】1,170(R4補正100)
- ▶住宅のZEH・省CO2化促進【エネ特】124(100)
- ▶建築物のZEB・省CO2化促進【デコ活】【エネ特】150(新規)
- ▶熱中症対策の推進【デコ活】5(2)

1-2 国際展開

- ▶海洋プラ汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備
23+事項要求の内数(6の内数)
- ▶アジア等国際的な脱炭素移行支援の基盤整備【エネ特】14(12)
- ▶脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度(JCM)の推進【エネ特】190(138)
- ◀制度的対応▶
- ▶JCMの実施体制強化に向けた制度的対応の検討

(2) 国内外のバリューチェーンで日本企業が評価され競争優位になる仕組みの構築

- ▶プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】80(50)
- ▶動静脈連携による資源循環情報活用推進費1(0.8)
- ▶脱炭素経営の実践普及・高度化【デコ活】【一部エネ特】14(14)
- ▶工場・事業場における先導的脱炭素化【エネ特】90(37)
- ▶商用車の電動化促進事業【デコ活】【GX】341(136)
- ◀制度的対応▶
- ▶動静脈連携による中長期的に強靱な資源循環市場の創出支援に向けた制度的対応の検討

(4) 成長を支える人材・技術・資金供給の強化

- ▶イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援2(1)
- ▶グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援【一部エネ特】9(9)

1-3 自然再興(ネイチャーポジティブ)

- ▶満喫プロジェクト等国立公園等の保護と利用推進等【デコ活】31(18)
- ▶自然公園等事業費等91+事項要求(77)

1-4 炭素中立(ネットゼロ)

- ▶初期費用ゼロ型太陽光発電等導入加速化支援【デコ活】【エネ特】193(43)
- ▶森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費1(0.3)

1-5 循環経済(サーキュラーエコミー)

- ▶食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進【デコ活】7+α*(7)
- ※「デコ活」の推進(新規)等普及啓発(食品ロス等)52の内数
- ▶一般廃棄物処理施設整備【一部エネ特】704+事項要求(494)
- ▶PCB廃棄物の適正な処理の推進75+事項要求(41)
- ▶浄化槽の整備【一部エネ特】105+事項要求(104)

2-1 人の命と環境を守る基盤的取組

- ▶子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)62(56)
- ▶海洋ごみ対策推進23+事項要求の内数(6の内数)
- ▶PFAS総合対策の推進5(0.7)
- ▶水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費2(新規)
- ▶二ホンジカ・イノシシの捕獲事業支援25(2)
- ▶動物の愛護及び管理の推進4(4)

2-2 東日本大震災からの復興・再生

- ▶中間貯蔵施設の整備・管理運営及び除去土壌等の減容・再生利用の推進等【復興特】1,008(1,786)
- ▶特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】370(436)
- ▶特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】事項要求(新規)
- ▶放射性物質汚染廃棄物の処理【復興特】376(680)
- ▶東日本大震災被災地における環境モニタリング調査(ALPS処理水放出に係る海域モニタリングを含む)【復興特】8(8)
- ▶「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】5(5)

※【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計における予算
※【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計における予算
※【GX】と表記のある予算事項は、GX経済移行債を活用したGX推進対策費
※【デコ活】と表記のある予算事項は、新たな国民運動「デコ活」に関連する予算

機構・定員 [機構] 化学物質政策組織の一元化・熱中症対策のための環境保健部の再編、水道行政の一部移管に伴う水・大気環境局の再編 等
[定員] OECCM・地域の脱炭素化等の推進のための体制強化 等(合計123人)

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度要求額 66,000百万円 (35,000百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略。令和5年7月28日閣議決定。)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

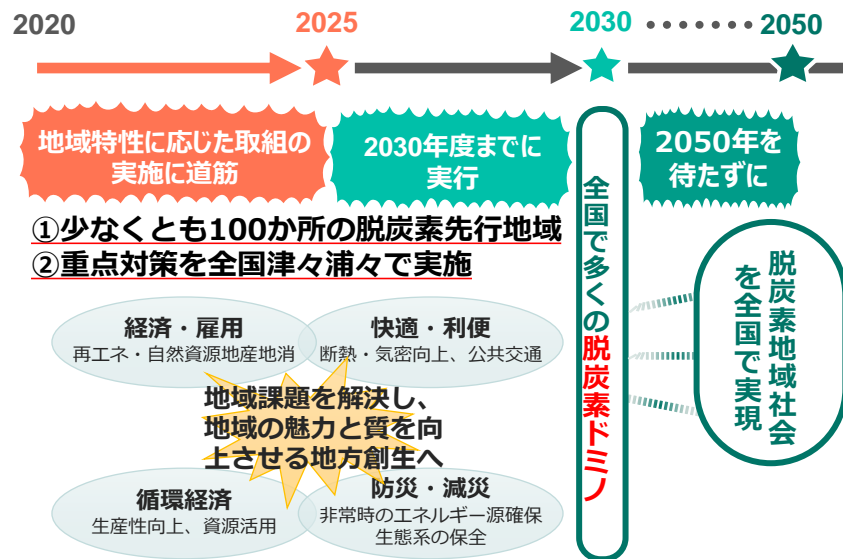
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

「脱炭素先行地域」やその取組を支援する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等について評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

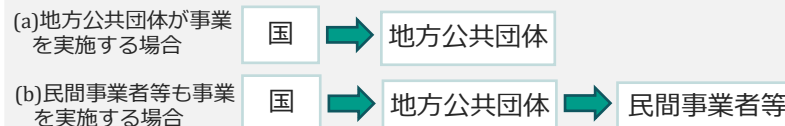
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



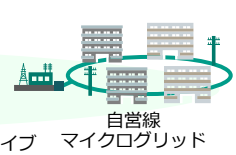
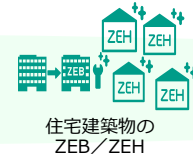
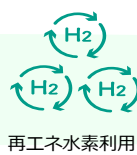
<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型・地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ○経済成長に資する地域の脱炭素への移行を加速化するための経費については、予算編成過程において検討する		



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度要求額 19,337百万円 (4,260百万円)】



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

1. 事業目的

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

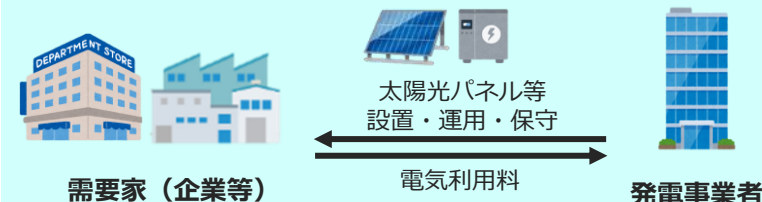
* EV・PHVについては、(1) (2) (3) (4) (5) (7) のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(2) 新たな手法による再エネ導入



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

1. 事業目的

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

①【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

②【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

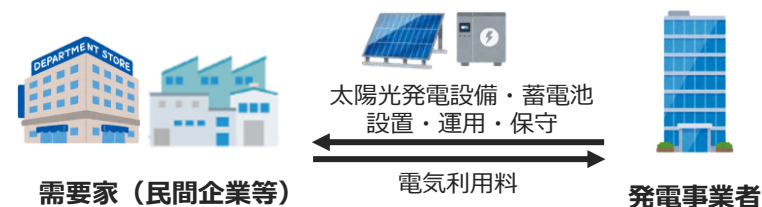
- 事業形態
 - ① 間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
 - ② 委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPAリース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			—

* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

1. 事業目的

2. 事業内容

① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率2/3、1/2）

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

④ オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

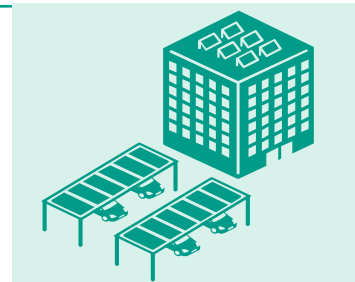
3. 事業スキーム

■ 事業形態 ①～④：間接補助事業（補助率1/3、1/2、2/3）

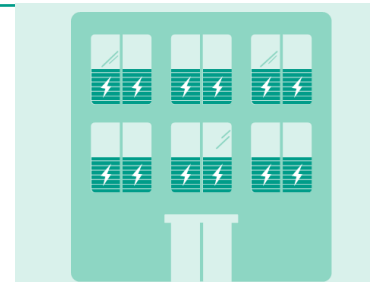
■ 補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 ① 令和3年度～令和7年度 ② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度 ④ 令和4年度～令和6年度

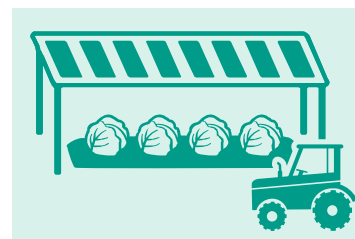
4. 事業イメージ



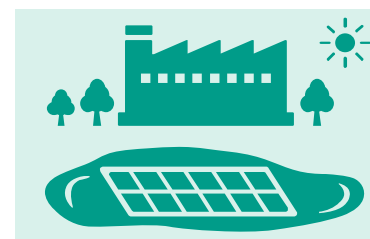
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

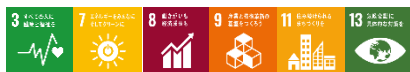


ため池太陽光

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和6年度要求額 117,000百万円 (令和4年度第2次補正予算額 9,967百万円)】

既存住宅の断熱性能を早期に高めるために、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減(2013年度比)に貢献。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- ・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保

2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額(補助率1/2相当等)

対象：窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事

(熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態

①間接補助事業 ②委託事業

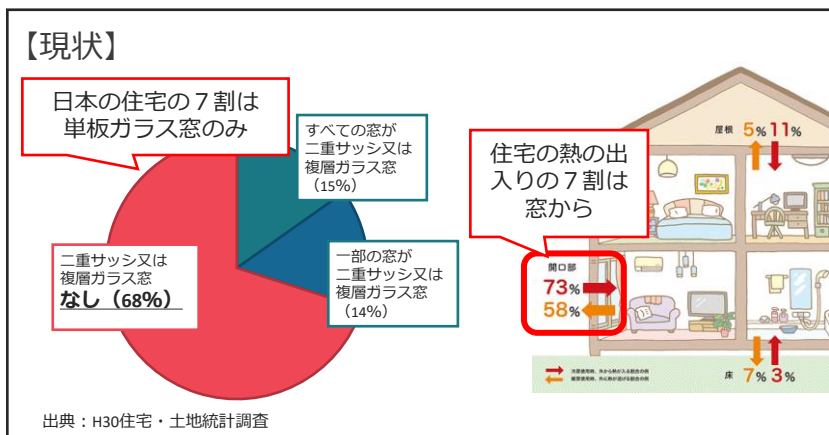
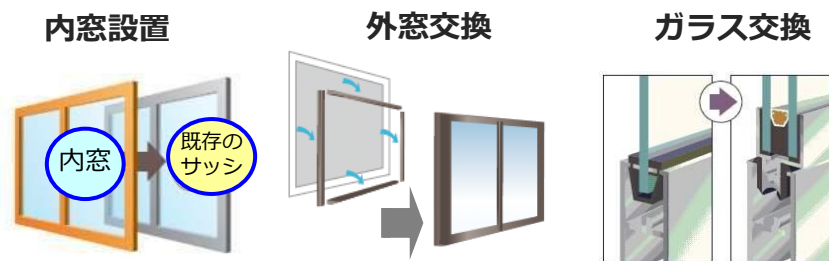
■補助対象・委託先

①住宅の所有者等 ②民間事業者・団体

■実施期間

令和4年度～

4. 補助事業対象の例



商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和6年度要求額 34,100百万円（13,599百万円）】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV）は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度より実施

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】補助率：1/2 等

補助対象
設備の例



充電設備

※原則として、上述の車両と一体的に導入するものに限る

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301